

会 議 録

会議名	令和5年度 第1回社会教育委員の会議
開催日時	令和5年5月18日(木) 午後2時 ～ 午後3時半
出席者名	[那覇市社会教育委員] (議長)長堂和男、(副議長)土屋恭子、上原博、安里幸治、仲村渠好美、成定洋子、奥平祐子、宮良吉雄、中村斉 (欠席)金城靖子、伊藤貴庸、又吉綾子、宮里恵 [那覇市教育委員会説明者等] (生涯学習課)課長 松田信男、主幹 久場祐介、主査 仲村美紀、主任主事 金城隼、主任主事 石垣真由美 (青少年育成室)室長 赤嶺明日香、主査 与那覇こずえ、主査 奥平真理、主事 城間真愛子 (教育相談課)課長 上江洲 寛、主幹 池原哲之、主査 安座間 蘭
議題	1.議案第1号 社会教育法第13条に基づく社会教育関係団体への補助金交付について 2.連絡事項 第2回及び第3回社会教育委員の会議について
配付資料	(事前送付) 社会教育法第13条に基づく社会教育関係団体への補助金交付関係資料 (当日配付) 会次第
審議状況(経過、結論)以下のとおり。	

(1) 補助金交付の候補団体に関する質疑応答

○補助金を交付する候補団体の、候補の理由・助成金の率が異なる理由について、公平性の担保がなされているか、根拠を知りたい。

●いつからこの団体に助成しているのか、経緯は不明。今回の助成候補団体については、従来の団体で候補として挙げている。公平性の担保や今後の公募の可能性については、内部での検証は行っていない。

○社会教育法第13条の社会教育関係団体が那覇市内にどのくらいあるのかを示したうえで、公募にするか、予算を増やしてほしいなどの意見を含め、この場で議論する必要があると感じた。

●社会教育法第13条に定められている社会教育関係団体については、こちらが提案している団体以外には確認が取れていないが、補助対象とする社会教育関係団体について、「会則があること」「自主的に会議の運営がなされていること」「社会教育に関係ある事業が主であること」「地域と密接な連携を取って事業の申請がなされている」等を基準として判断している。

○補助金対象候補の5団体がずっと変わらない状況が続いているため、もう少し広い視点で、補助金交付について検討してはどうか。

①那覇市青少年指導員連絡協議会

○支出でどこに反映しているのかわかりづらいため、わかるように記載してはどうか。

○補助金が事務局に充てられているのを初めて知った。夜間パトロールなどは頑張っているので、補助対象としてはどうか。事務局はどこにあるか。

●新都心のなは市民協働プラザ内にある。1箇所のみ。各学校に青少年指導員が団体として組織されており、その中から1名が事務局職員として兼務という形で選出される。巡回指導1回につき2000円の報償費を支払っている。この事業費はまた別となっている。

<那覇市青少年指導員連絡協議会への補助金交付について 承認 >

②那覇市 PTA 連合会

<那覇市 PTA 連合会への補助金交付について 承認 >

③那覇市女性連合会

<那覇市女性連合会の補助金交付について 承認>

④那覇市子ども育成連絡協議会

○地域の子どもの会の集まりがうまくいっていない現状がある。ジュニアリーダーの育成も必要だが、子どもの親に対する事業も必要ではないか。例えば、スクールゾーン委員会等でも代表が集まらない現状がある。地域内での子どもが顔見知りになり、互いにコミュニケーションが取れるようなことに繋がっていけばいいと思う。ジュニアリーダーは良いが、地域に予算が降りてこないという現状がもどかしいと感じる。

○収入の部で、会費が400円×754人とあるが、子どもの数か。それとも世帯数か。

●会費を納入している 754 人は、子どもの数である。近年では「子ども会」そのものが、当初の子ども会の意義から変わりつつある状況ではあるが、放課後子ども教室や、希望する子どもたち、ひいては地域の子どもたち全体を受け入れ、放課後の居場所をつくっている活動である。

○市子連は、会員募集の際に自治会へ資料配布しているのか。将来を担う子どもたちの育成を頑張っているの、周知を頑張してほしいと感じた。

○もっと子どもたちが地域につながるような育成の事業のために予算をつけてはどうか。

<那覇市子ども会議育成連絡協議会の補助金交付について 承認>

⑤那覇青年育成連合会

○これはイベントなので、補助額を2分の1以内に収めなくてよいという理解で良いか。

●本事業は一括交付金を利用している。また、那覇青年債補助金交付要綱にも示されているが、イベント補助は団体補助とはまた異なる扱いとなっており、補助額は補助対象経費の 80%を上限とすることとなっている。

<那覇青年育成連合会の補助金交付について 承認>

⑥那覇市青少年健全育成市民会議

<那覇市青少年健全育成市民会議の補助金交付について 承認>

(3)全体をとおしての質問等

○新しい事業の場合には、補助額の予算を増やさざるを得ないが、補助の総額がこれだけしかないというのを、我々は了承するしかないのか。今年はどの団体に力を入れて、補助額を変更する等はできない状況なのか。

●基本的には、該当団体の費用、前年度の事業内容を確認しながら、次年度に向けて内容を精査するということである。

○手続きと作業について、スケジュール的に示してほしい。補助金は後払いされているということか。また、いつ段階でお金が支給され、どのような位置づけになるのか。

●申請の流れとしては、補助金の交付が確定したら、各団体に請求書を出していただき、概算払いという形で、お支払いする。事業が行われた後、収支報告を出してもらう。ただ、この 2~3 年は、どうしてもコロナ禍の影響があったため、各団体、当初予定していた事業が進まなかったという状況もあるので、実施できなかった分については返納していただく。そして最終的に補助額が確定する、という事務手続きになっている。

○社会教育法 13 条についての扱いについて。那覇市の方では「聴く」という機会や作業について、どのような位置付けで、どのように意見を反映をしているのか。今、意見を持ち帰ったが、補助金交付対象の各団体にどのような形で知らせているのか。それが社会教育委員の会議等にフィードバックされるのか。この意見を持つ場の意味は、聴くために、この案を提出すると書いているが、条文を読むと、「聴いて行わなければならない」になっているので、聴いて終わりではないような気がする。本来の法の趣旨にのっとった形の流れみたいなものが見えると良いかと思う。

●本日の場合は、各団体の概要、実績等を事務局から示し、委員の方々からご質問いただき、事務局が回答するという形になっている。いただいたご意見、ご提案等については、担当職員から各団体等に伝えつつ、各団体が抱えている課題等を十分共有し、取組み等を確認している状況である。本来であれば、当初ご質問あったように、今後は、前年度の概要や全体的な部分も含め、委員の皆さまに共有できるような機会を、社会教育委員の会議等の場で設けていけたらと考えている。

○他の自治体の別の会議では、議事録を作成し、委員の名前を伏せた形でホームページ等で共有している。那覇市では、会議の傍聴など、1階の掲示板に公告を掲示しているが、広報誌などで周知してはいない。本来、会議の内容が気になる人などが来て、良い形での公開の場になると良いのかなという気がしている。会議で出た意見も含め、その場限りにならない、積み重ねになるような、より良い活動を支援できるような形になれば良いと思う。競争的資金として、色々な団体に支援できるやり方と、歴史的経緯もあって継続的に支援している団体には必ず毎年支援しなければならない、という位置づけが、今曖昧な気がしている。

○コロナ禍において、補助金を返還した団体が、今年度は昨年度の補助額を上回って予算が立てられるのか。事業計画を確認して予算立てをしているのか。

●予算立ての仕方については、令和3年度から令和4年度は、事業終了後に、できなかった事業の返還がありましたけれども、令和5年度からはコロナ禍も落ち着き、経済活動あるいは教育活動が通常に戻りつつある。今年度は、コロナ以前の活動が実施され、事業の計画も予算通りいくのではないかと考えている。一方、委員からのご意見やご提案より、補助金交付に係る団体について等、今後の課題をいただき、今後検討していきたいと考えている。基本的には、予算要求の段階では、前年度の予算を参考に計上している。